

第1号様式

令和 年度造林事業計画受付台帳

取扱機関名:

受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在					森林所有者及び事業主体		雇用有無	
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体		
面積(ha)	樹種	林齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日	
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在					森林所有者及び事業主体		雇用有無	
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体		
面積(ha)	樹種	林齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日	
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在					森林所有者及び事業主体		雇用有無	
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体		
面積(ha)	樹種	林齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日	
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在					森林所有者及び事業主体		雇用有無	
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体		
面積(ha)	樹種	林齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日	

注:1 変更及び廃止の場合は、朱書き訂正し、「受付年月日」欄に変更、廃止年月日を記載してください。

2 その他記載要領は、要綱の「別紙1造林事業内訳書記載要領」に準じます。

3 本様式は、森林環境保全整備事業に適用します。

令和 年度 造林事業完了届

No.	所有者・地番確認			林 小 班 施 業 番 号	*		
事業箇所	市(町村) 大字		字	地番	地 目		
地種区分	地拵え 有・簡易・無		雇用形態	有・無	事業区分	*	
					事業種類	*	
樹 種	面 積	林 齢	本 数	搬出材積	造 林 区 分	大区分	*
						小区分	*
	ha			m3	使 用 苗 木	補助区分	
	ha			m3		幹旋苗	
	ha			m3		自家用苗	
	ha			m3		自家幼苗	
	ha			m3	その他		
路線名		幅 員	m	延 長	m	消費税仕入れ 控除の有無	有・無
これまでにこの場所において補助金又は 融資を受けた場合は、右欄の何れかに○ をし、年度を記入してください。				補助金、融資 (年度)	事 業 完 了 年 月 日		
経営面積*	h a				令和 年 月 日		
その他必要な事項							
上記のとおり事業を完了したので届け出ます。なお、造林補助金交付申請書の手続きをお願いします。 令和 年 月 日 様 (森林所有者及び事業主体) 住所 氏名							

<記載上の注意>

- (1) *は森林組合で記入します。
- (2) 事業箇所の地番は代表地番を「事業箇所」欄に記載し、その他の地番は「その他必要な事項」欄に記載する。
- (3) 事業主体は、当該事業地の森林所有者等補助金交付申請書の事業主体と同一のものを記載する。
- (4) 「所有者・地番確認」欄には、確認した方法を記載する。
- (5) 本様式は、補助金交付申請の申請番号の順に整理し保存する。
- (6) 事業主体から電話、口頭により受け付けた場合も本様式により整理する。
- (7) 本様式は、一施行地ごとに整理する。
- (8) 本様式は、森林環境保全整備事業に適用する。

高知県造林事業費補助金受領に関する同意書

私どもは、下記により共同申請した令和 年度 一 半期高知県造林事業費補助金に関して申請別に受領することについて同意します。

記

申請番号	施行地番号	事業主体名	造林区分	面積(ha)	搬出材積(m3)

※ 造林区分欄には、間伐又は更新伐を記入する。

年 月 日

高知県知事 様

(共同申請者)

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

注 1 収入印紙は不要とする。

平均胸高直径調査票

事業主体名	
年度	
四半期	
申請番号	
施行地番号	

項目 胸高直径	標準地番号	①			②			③			④			計			直径合計(D) (A) × 直径				
		伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木 (A)	残存木 (B)	計 (C)					
6	本数																				
7	本数																				
8	本数																				
9	本数																				
10	本数																				
11	本数																				
12	本数																				
13	本数																				
14	本数																				
15	本数																				
16	本数																				
17	本数																				
18	本数																				
19	本数																				
20	本数																				
21	本数																				
22	本数																				
23	本数																				
24	本数																				
25	本数																				
26	本数																				
27	本数																				
28	本数																				
29	本数																				
30	本数																				
31	本数																				
32	本数																				
33	本数																				
34	本数																				
35	本数																				
36	本数																				
37	本数																				
38	本数																				
39	本数																				
40	本数																				
合計	本数																	合計(A)	合計(B)	合計(C)	合計(D)

平均胸高直径: 合計(D) cm ÷ 合計(A) 本 = cm (整数止めとし、少数以下は切り捨てる。)
 伐採率: 合計(A) 本 ÷ 合計(C) 本 = % (整数止めとし、少数以下は切り捨てる。)

- 注1) 胸高直径の分布及び標準地数に応じて適宜、項目を変更することもできる。
- 注2) 伐採木とは伐採を行う予定の不良木を指す。
- 注3) 伐採木の選木は現地の樹木の配置状況に即して決定すること。

第7号様式

造林補助金配布明細書

令和 年度 一四半期の造林事業補助金の配布について下記のとおり報告します。

年 月 日

高知県知事 様

取扱機関長

記

申請番号	施行地の所在						施行形態	事業主体				補助金支払年月日	
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班		住所		氏名			
施行地番号	造林区分		補助区分	樹種	面積(ha)	県から交付された補助金額(円)	精算内訳					取扱機関手数料(円)	支払額(円)
	大区分	小区分					苗木代金		森林保険料		資材費(円)		
							樹種	数量	単価	金額(円)	期間	金額(円)	
申請番号	施行地の所在						施行形態	事業主体				補助金支払年月日	
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班		住所		氏名			
施行地番号	造林区分		補助区分	樹種	面積(ha)	県から交付された補助金額(円)	精算内訳					取扱機関手数料(円)	支払額(円)
	大区分	小区分					苗木代金		森林保険料		資材費(円)		
							樹種	数量	単価	金額(円)	期間	金額(円)	
申請番号	施行地の所在						施行形態	事業主体				補助金支払年月日	
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班		住所		氏名			
施行地番号	造林区分		補助区分	樹種	面積(ha)	県から交付された補助金額(円)	精算内訳					取扱機関手数料(円)	支払額(円)
	大区分	小区分					苗木代金		森林保険料		資材費(円)		
							樹種	数量	単価	金額(円)	期間	金額(円)	
申請番号	施行地の所在						施行形態	事業主体				補助金支払年月日	
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小班		住所		氏名			
施行地番号	造林区分		補助区分	樹種	面積(ha)	県から交付された補助金額(円)	精算内訳					取扱機関手数料(円)	支払額(円)
	大区分	小区分					苗木代金		森林保険料		資材費(円)		
							樹種	数量	単価	金額(円)	期間	金額(円)	

令和 年度 造林補助金配布通知書

年 月 日

(事業主体) 様

代理人

さきに申請のあった令和 年度造林事業費補助金について今回補助金が決定、交付されました。つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上配布することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

2 配付方法

- (1) 口座振込 月 日〇〇農協〇〇支所貴殿預金口座に振込みました。
(2) 現金交付 月 日 時～ 時の間に本状及び印鑑持参の上〇〇までお出掛下さい。

3 交付条件

- (1) 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
(2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管しなければならない。
(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあつては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。
なお、転用の制限については別記5のとおり。

- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、知事に届け出ること。
(5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。
(6) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画(森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。)、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

- (7) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。
- (8) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をしなければならないこと。
- (9) 補助事業実施に当たっては、要綱別表4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。
- (10) 伐採前特殊地拵え及び特殊地拵えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (11) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かちコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- (12) 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (13) 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度の初日までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (14) 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内の伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (15) (3) から(8)までに掲げる事項の規定する場合のいずれかに該当したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (16) (11)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (17) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (18) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに代理人に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額して補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

- (注) 1 配付方法は、いずれかに該当する場合を○で囲むこと。
2 代理申請精算書（別記2(4)）を添付すること。

造林補助金検査調書

令和 年度（ ー四半期）

補助事業名

補助事業者名	検査年月日	検査方法	補助事業 終了年月日	検査職員職氏名	検査職員所見

上記のとおり検査したので、報告します。

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

林業（振興）事務所長 ○○ ○○

補助金交付決定通知書

補助事業者名

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定したので通知する。

内訳

森林環境保全整備事業等	再造林等支援事業	合計

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 森林整備保全直接支援事業のうち、森林経営計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に

実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

- 7 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 8 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。
- 9 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後した年度の翌年度の初日から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をするとともに、当該補助金返還額を返還すること。
- 10 補助事業の実施に当たっては、要綱別表4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- 11 伐採前特殊地拵え及び特殊地拵えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付された補助金相当額を返還すること。
- 14 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあつては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度の初日までの当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象林分とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 15 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 12に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 17 農山漁村地域整備交付金における森林作業道開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 18 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 19 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

債権者登録(変更)申請書

枚中 枚

データ区分	処理区分	債権者コード	債権者名

処理区分
1 新規登録
2 変更
9 削除

1, 2, 9 のいずれか一つを選んで記入してください。

C#	会社区分コード	住所コード	*債権者名変更の場合は変更前の債権者名を記入
01			

郵便番号	住所 (都道府県名から記入してください。)
番地 (住所コードに対応しない地名、番地等)	
方書 (ビル名、アパート名等を記入してください。)	

C#	氏名1 (カナ)
02	
	氏名2 (カナ)
	氏名1 (漢字)
	氏名2 (漢字)

法人の場合
氏名及び口座名義人の(カナ)欄は、下のカナ略称を記入してください。

- 株式会社・・・カ
- 有限会社・・・ユ
- 合名会社・・・メ
- 合資会社・・・シ
- 学校法人・・・ガク
- 財団法人・・・ザイ
- 社団法人・・・シャ
- 宗教法人・・・シュウ
- 医療法人・・・イ
- 社会福祉法人・・・フク
- 相互会社・・・ソ

	電話番号	

C#	支払方法	2 口座振替	2, 9 のいずれか一つを選んで記入してください。
03		9 その他 ()	

- **法人の場合**
- 株式会社高知・・・カ) コウチ
- 高知株式会社・・・コウチ (カ)
- 高知株式会社安芸営業所・・・コウチ (カ) アキ (エイ)

金融機関コード	金融機関名	店舗名
預金種別	1 普通預金	1, 2, 9 のいずれか一つを選んで記入してください
	2 当座預金	
	9 その他 ()	

口座番号	

口座名義人 (カナ)			

金融機関(別口)	公共工事の前金払の預託金融機関名	店舗名	預金種別
			普通預金

口座番号(別口)	

口座名義人 (別口) (カナ)			

関連債権者コード	

上記のとおり申請します。

高知県知事 様
住所
氏名

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名
(団体等名及び代表者氏名)

令和 年度消費税仕入控除税額適用報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった造林事業費補助金について同通知の第18号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号及び施行地番号
- 2 補助事業者名 (森林所有者)
- 3 施行場所
- 4 高知県補助金交付規則第12条に基づく補助金確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額のうち該当分)
金 円

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

開設する者：

森林の所在地：

施工延長：

区分		チェック項目	申請者 チェック
路線 計画	基本 事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破砕帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□
	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	□
施工	縦断 勾配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。 ③ 現地条件が良い場合は概ね 10° 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね 14° とする。 ④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。	□

施工	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。 ③ 排水溝は、原則として開きよとする。 ④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。 ⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。 ⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。 ⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。 ⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。 	<input type="checkbox"/>
	切土・盛土	<ul style="list-style-type: none"> ① 土質に応じた施工方法により実施する。 ② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 	<input type="checkbox"/>
	切土	<ul style="list-style-type: none"> ① 切土高は 1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。 	<input type="checkbox"/>
	盛土	<ul style="list-style-type: none"> ① 数層に区分し、各層 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。 ② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。 ③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。 ④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。 ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。 	<input type="checkbox"/>
	曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
	構造物等	<ul style="list-style-type: none"> ① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。 ③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。 ④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤ 2 t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。 	<input type="checkbox"/>

施工	伐開	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。 ③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。	□
周辺環境への配慮	人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。		□
管理	① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ② 森林作業道の管理主体を明確にする。		□